

令和 7 年度

昭和町教育委員会 定例会（8 月）会議録

昭 和 町 教 育 委 員 会

令和7年度8月定例教育委員会 会議録

- 1 会議の別 定例会
 - 2 開催月日 令和7年8月7日（木）
 - 3 開催時間 午後1時30分から午後3時30分
 - 4 開催場所 昭和町教育委員会2階会議室
 - 5 出席委員

教 育 長	柴 茂 生
教育長職務代理者	望 月 昭 三
委 員	小 宮 山 稔
委 員	井 口 加 保 理
委 員	鮎 川 哲
 - 6 欠席委員 なし
 - 7 委員及び傍聴人を除く会議室に出席した職員の職氏名

学校教育課長	内 藤 寛 文
生涯学習課長	花 形 政 樹
主幹指導主事	二 宮 直 人
学校教育課総務係長	望 月 明 子
学校教育課主任	望 月 果 歩
 - 8 出席した長及びその事務局の職員の職氏名 なし
 - 9 傍 聴 人 なし
 - 10 会議の概要
- 開 会
- (1) 開会
 - (2) 前回会議録の承認
 - (3) 教育長の報告
 - ・ 8月実施四校会の報告について
 - ・ 町費負担教職員の勤務について
 - ・ 運動会・若麦際における熱中症対策について
 - ・ 服務規律の確保について

- ・コミュニティ・スクールについて
- ・いのちの教育推進について
- ・青少年一般教職員海外派遣について
- ・働き方改革への取組について
- ・人事異動に係る転退希望調について
- ・学級担任制と学級編成の在り方について
- ・その他

(4) 諸報告（各課等の報告）

- ①生涯学習課（各種事業、今後の事業予定他）
- ②学校教育課（各種事業、今後の事業予定他）

(5) 議事（会議に付した議案）

- 1) 就学援助費支給認定について
- 2) その他

(6) その他

11 議案となった動議を提出した者の氏名 なし

12 議 事

教育長	議事に移ります。 1) 就学援助費支給認定について、事務局よりお願いします。
望月主任	就学援助制度に関する説明および認定者の審議について依頼をさせていただきます。 お手元にあります、就学援助認定審査資料をご覧ください。 本町では、「昭和町就学援助費支給要綱」を定め、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒若しくは就学予定者の保護者に対して就学援助を行っております。就学援助には区分が二つあり、『要保護』という生活保護の受給世帯にあたる区分と、『準要保護』というその他の経済的理由がある世帯の区分があります。支給項目は《資料》就学援助制度のお知らせの下の方にありますように、学用品費等、校外活動費、新入学児童生徒入学準備費、修学旅行費、通学用品費、オンライン学習通信費、学校給食費となっています。ただし、今年度は学校給食費無償化により、本来であれば支給する学校給食費分については支給なしとなります。要保護世帯については修学旅行費のみ支給となっています。就学援助の支給は、9月下旬、3月中旬の年2回に概ね半額ずつ口座振込または手渡しで行っております。 今回の教育委員会においては 191 名のご審議をお願いしたいと思います。

	(資料を用いて詳細説明)
教育長	就学援助について説明がありましたが、質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
小宮山委員	就学援助を受ける人数は昨年と今年でどれだけ違うのですか。
望月主任	昨年と比べ、4名減っています。
小宮山委員	非該当になった方には説明をされているということでよろしいでしょうか。
望月主任	今回の審議を受けた後、結果内容を記載した通知をさせていただきます。
鮎川委員	184 番の方の学区は合っていますか。
望月主任	はい、合っています。その方の住所ですと、その学区になります。
井口委員	165 番の方はなぜ町外の学校なのですか。
望月主任	区域外就学の方です。区域外就学の方は給食費以外の部分を昭和町で就学援助を受けることができます。
教育長	(審議)
	では、就学援助認定については、認定ということでよろしいでしょうか。
	(異議なく承認。)
教育長	3) その他について何かありますか。 無いようですので、議事を終わります。
	－閉会 午後 3 時 30 分－

次回の定例教育委員会は令和 7 年 9 月 18 日（木）午後 1 時 30 分から開催します。